

栃木県議会議員選挙区の区割りの見直しを求める決議

県においては、平成18年2月に、当時の市町村合併の状況を踏まえ、栃木県議会議員の選挙区について、同年3月末までに合併した市町の区域を基本に見直しを行ったところである。しかしながら、本市は、平成19年3月に1市2町の合併を行ったことから、旧宇都宮市は宇都宮市・上三川町選挙区、旧上河内町及び旧河内町は河内郡北部選挙区と別々の選挙区に属している状況にある。

市町合併によりさらなる発展を目指す本市が、2つの選挙区に分割されたままの状況は、新宇都宮市としての一体感を著しく損ない、今後のまちづくりの推進に大きな影響を及ぼすものと深く憂慮される。

また、都道府県議会議員の選挙区は、原則として郡市の区域によることとする公職選挙法の趣旨からも、本市においても市民の声を正しく県政に反映させる区割りの見直しが必要である。

よって、県においては、地域住民の一体感の醸成による市町の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙の実施のため、本市に係る栃木県議会議員選挙区の区割りについて、早急に見直しを行うよう強く要望する。

以上、決議する。

平成20年12月25日

宇 都 宮 市 議 会

栃 木 県 知 事
栃木県議会議長 } あて